

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小金井市は、児童扶養手当支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都小金井市長

公表日

令和6年7月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当支給に関する事務
②事務の概要	<p>本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務児童扶養手当法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 <p>《支給対象者等》</p> <ol style="list-style-type: none">支給対象者 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童(身体障害者手帳1～3級及び4級の一部、愛の手帳1～3度程度の児童、あるいはこれらと同等の精神障害を有する児童は20歳未満)を養育している父もしくは母又は養育者に支給。<ol style="list-style-type: none">父母が離婚した児童父又は母が死亡した児童父又は母が重度の障害を有する児童父又は母が生死不明である児童父又は母に1年以上遺棄されている児童父又は母が保護命令を受けた児童父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童婚姻によらないで生まれた児童支給期間 手当の対象となる期間は、申請した日の属する月の翌月分から支給消滅日の属する月分まで。支給額 全部支給 月額 44,140円 一部支給 月額 44,130～10,410円 児童2人目 (全部支給)月額10,420円 (一部支給)月額10,410～5,210円 児童3人目以降 (全部支給)月額6,250円 (一部支給)月額6,240～3,130円所得制限あり
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">児童扶養手当システム中間サーバー団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
	<ol style="list-style-type: none">受給者ファイル関係者ファイル支払ファイル所得ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表 項番56番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第29条に規定される児童扶養手当法第6条等小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 項番9、10、23、26、46、64、65、95及び127 2 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (1) 第7条 (2) 第15条 (3) 第35条 (4) 第36条 (5) 第48条 に規定される児童扶養手当法第4条等 (情報照会) 1 番号法第19条第8号及び別表 項番56 2 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第29条に規定される児童扶養手当法第6条等
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部子育て支援課
②所属長の役職名	子ども家庭部子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小金井市総務部総務課情報公開係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9926
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小金井市子ども家庭部子育て支援課 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9839

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ③ システムの名称	児童扶養手当システム	1 児童扶養手当システム 2 中間サーバー	事後	
平成28年5月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ② 事務の概要	3 支給額 全部支給 月額 42,020円 一部支給 月額 9,680~41,010円 児童2人目5,000円、3人目3,000円加算	3 支給額 全部支給 月額 42,000円 一部支給 月額 9,910~41,990円 児童2人目5,000円、3人目以降は一人につき3,000円加算	事後	
平成28年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令条の根拠	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番37 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第29条に規定される児童扶養手当法第6条等	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番37 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第29条に規定される児童扶養手当法第6条等 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条	事後	小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例制定に伴う追記
平成28年5月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子ども家庭部子育て支援課長 高橋 正恵	子ども家庭部子育て支援課長 梶野 ひづる	事後	
平成28年5月27日	II しい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成28年5月27日	II しい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか(いつ時点の計数か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成28年5月27日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	II しい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか(いつ時点の計数か)	対象人数 1万人以上10万人未満 平成27年12月1日時点	対象人数 1,000人以上1万人未満 平成28年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成30年5月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ② 事務の概要	3 支給額 全部支給 月額 42,000円 一部支給 月額 9,910~41,990円 児童2人目5,000円、3人目以降は一人につき3,000円加算	3 支給額 全部支給 月額 42,290円 一部支給 月額 9,980~42,280円 児童2人目 (全部支給)月額9,990円 (一部支給)月額9,980~5,000円 児童3人目以降 (全部支給)月額5,990円 (一部支給)月額5,980~3,000円	事後	
平成30年5月2日	II しい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか(いつ時点の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
平成30年5月2日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども家庭部子育て支援課長 梶野 ひづる	子ども家庭部子育て支援課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ② 事務の概要	3 支給額 全部支給 月額 42,290円 一部支給 月額 9,980~42,280円 児童2人目 (全部支給)月額9,990円 (一部支給)月額9,980~5,000円 児童3人目以降 (全部支給)月額5,990円 (一部支給)月額5,980~3,000円	3 支給額 全部支給 月額 42,910円 一部支給 月額 10,120~42,900円 児童2人目 (全部支給)月額10,140円 (一部支給)月額10,130~5,070円 児童3人目以降 (全部支給)月額6,080円 (一部支給)月額6,070~3,040円	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 8. 監査	—	自己点検、内部監査	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ② 事務の概要	3 支給額 全部支給 月額 42,290円 一部支給 月額 9,980~42,280円 児童2人目 (全部支給)月額9,990円 (一部支給)月額9,980~5,000円 児童3人目以降 (全部支給)月額5,990円 (一部支給)月額5,980~3,000円	3 支給額 全部支給 月額 43,160円 一部支給 月額 10,180~43,150円 児童2人目 (全部支給)月額10,190円 (一部支給)月額10,180~5,100円 児童3人目以降 (全部支給)月額6,110円 (一部支給)月額6,100~3,060円	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ③ システムの名称	1 児童扶養手当システム 2 中間サーバー	1 児童扶養手当システム 2 中間サーバー 3 団体内統合宛名システム	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番13、16、26、30、47、64、65、87及び116	(情報提供) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番13、16、26、30、47、64、65、87及び116	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ② 事務の概要	3 支給額 全部支給 月額 43,160円 一部支給 月額 10,180~43,150円 児童2人目 (全部支給)月額10,190円 (一部支給)月額10,180~5,100円 児童3人目以降 (全部支給)月額6,110円 (一部支給)月額6,100~3,060円	3 支給額 全部支給 月額 43,070円 一部支給 月額 10,160~43,060円 児童2人目 (全部支給)月額10,170円 (一部支給)月額10,160~5,090円 児童3人目以降 (全部支給)月額6,100円 (一部支給)月額6,090~3,050円	事後	
令和4年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ② 事務の概要	3 支給額 全部支給 月額 43,070円 一部支給 月額 10,160~43,060円 児童2人目 (全部支給)月額10,170円 (一部支給)月額10,160~5,090円 児童3人目以降 (全部支給)月額6,100円 (一部支給)月額6,090~3,050円	3 支給額 全部支給 月額 44,140円 一部支給 月額 44,130~10,410円 児童2人目 (全部支給)月額10,420円 (一部支給)月額10,410~5,210円 児童3人目以降 (全部支給)月額6,250円 (一部支給)月額6,240~3,130円	事後	
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番37 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令 第5号) 第29条に規定される児童扶養手当法第6条等 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表 項番56 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令 第5号) 第29条に規定される児童扶養手当法第6条等 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番13、16、26、30、47、64、65、87及び116 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (1) 第12条 (2) 第19条 (3) 第35条 (4) 第36条 (5) 第44条 に規定される児童扶養手当法第4条等 (情報照会) 1 番号法第19条第8号及び別表第二 項番57 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条に規定される児童扶養手当法第6条等	(情報提供) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 項番9、10、23、26、46、64、65、95及び127 2 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (1) 第7条 (2) 第15条 (3) 第35条 (4) 第36条 (5) 第48条 に規定される児童扶養手当法第4条等 (情報照会) 1 番号法第19条第8号及び別表 項番56 2 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第29条に規定される児童扶養手当法第6条等	事後	
令和6年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	